

## 津軽広域水道企業団公告第2号

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年3月3日

津軽広域水道企業団  
企業長 葛西 憲之

記

### 1 競争入札に付する業務

- (1) 業務番号 第委27-1号
- (2) 業務名称 総合浄水場清掃業務委託
- (3) 業務場所 青森県黒石市大字石名坂地内
- (4) 履行期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで  
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (5) 業務概要 日常清掃及び日常巡回清掃業務 1式  
定期清掃業務 1式  
年末清掃業務 1式  
臨時清掃等業務 1式
- (6) 支払条件 前払金 無 部分払い 有
- (7) 予定価格 公表しない

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 一般競争入札参加資格審査申請書提出期限の日から開札の時までの間に、企業長の指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 津軽広域水道企業団入札参加資格を有する者で申請種目を『業務委託：清掃』で申請していること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）に基づく建築物環境衛生総合管理業又は建築物における清掃を行う事業の登録をしていること。
- (5) 下記に本社（店）、支社（店）、営業所等を有していること。  
弘前市、黒石市、五所川原市（平成17年3月27日における市浦村の区域を除く。）、平川市（平成17年12月31日における尾上町及び平賀町の区域に限る。）、青森市（平成17年3月31日における浪岡町の区域に限る。）、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町。
- (6) 平成16年度以降に元請として国又は地方自治体等の発注した、日常（常駐）清掃業務を含む清掃業務実績を有すること。

(7) 下記のいずれかに該当する者を業務責任者として配置できること。

- ア 清掃作業監督者（建築物衛生法施行規則第25条第2号）
- イ 建築物環境衛生管理技術者（建築物衛生法第7条第1項）
- ウ ビルクリーニング技能士（職業能力開発促進法第44条第1項）

### 3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
資格申請書受付	平成27年 3月 4日（水）から 平成27年 3月12日（木）まで	津軽事業部総務課
資格審査結果の通知	平成27年 3月13日（金）予定	FAX及び郵送
資格審査問合せ	平成27年 3月16日（月）まで	津軽事業部総務課
再審査内容の通知	平成27年 3月17日（火）予定	FAX及び郵送
設計図書等の貸与	平成27年 3月 4日（水）から 平成27年 3月13日（金）まで	津軽事業部総務課
質問の受付	平成27年 3月 4日（水）から 平成27年 3月17日（火）まで	電話及びFAX
質問の回答（最終）	平成27年 3月18日（水）予定	FAX
入札	平成27年 3月24日（火） 13時30分	津軽事業部管理本館 2階大会議室

※ 上記の資格申請受付及び設計図書等の貸与は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

### 4 資格の審査

入札参加希望者は、あらかじめ2に定める資格を有することについて、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出方法 持参に限る。
- (2) 提出書類（様式は津軽広域水道企業団ホームページよりダウンロードすること。）
  - ア 申請書
  - イ 事業の登録を証明できる書類の写し
  - ウ 業務実績調書
    - ・業務実績を確認できる書類を添付
  - エ 配置予定者調書（業務責任者）
    - ・合格証、免状、修了証等資格を確認できる書類の写し
- (3) 提出場所 津軽広域水道企業団津軽事業部総務課
- (4) その他
  - ア 申請書の内容について別途意見を聴取することがある。
  - イ 資格の審査結果は、申請者に対してFAX及び郵送にて通知する。
  - ウ 2に定める資格を認められなかった者は、その理由について期日までに、書面（任意様式）で問い合わせることができる。

## 5 設計図書等

- (1) 設計図書等は、津軽広域水道企業団津軽事業部総務課にて貸与するので、受領書（津軽広域水道企業団ホームページよりダウンロードすること。）と引き換えで、受け取ることができる。なお、設計図書の貸与を受けなかった者は、入札に参加できないものとする。
- (2) 設計図書等に対して質問がある場合は、総務課へ電話連絡のうえ FAX 任意様式）にて提出すること。回答は、入札参加予定者全者に FAX で通知する。
- (3) 貸与した設計図書等は、入札日までに返却すること。

## 6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金は免除とする。
- (2) 契約保証金は原則として契約金額の 10 分の 1 以上の金額を納付するものとする。ただし、履行保証保険契約等を締結した場合は、契約保証金を免除する。  
また、銀行若しくは企業長が確実と認める金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

## 7 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において 2 に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 8 落札者の決定

- (1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 入札回数は 3 回限りとする。
- (3) 郵送及び電送による入札は認めない。
- (4) 代理人をもって入札をさせるときは、入札前に委任状を提出するとともに、入札書は代理人名義で作成し、代理人の印鑑を押印すること。
- (5) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 契約の締結

- (1) 落札決定の翌日から 7 日以内に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 落札決定後、契約締結日までの間において、企業長の指名停止の措置を受けた者、2 に掲げる資格がなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

## 10 その他

- (1) 現場説明は実施しない。
- (2) 本入札は、津軽広域水道企業団津軽事業部業務委託最低制限価格制度要領に基づき最低制限価格を設定する。
- (3) 最低制限価格を設定するので、最低制限価格未満の入札金額を持って入札した者は、再度入札に参加できないものとする。

問い合わせ先

〒036-0342 青森県黒石市大字石名坂字姥懐2番地  
津軽広域水道企業団津軽事業部総務課  
TEL0172-52-6033 FAX0172-53-2983